

広野町健康づくり計画 推進事業 「こころの健康・メンタルヘルス講演会」開催

現代社会のさまざまなストレスから、心の病にかかる人が増え、メンタルヘルス（精神の健康を保つこと）がますます重要になっています。町では左記のとおりメンタルヘルス講演会を開催します。是非ご参加ください。

- ◆ 演題 こころの健康を守るために
- ◆ 日時 平成22年11月30日(火) 午後1時30分～午後3時
- ◆ 場所 広野町保健センター
- ◆ 講師 福島県臨床心理士会会長 内山 清一 先生

インフルエンザに注意

昨年流行した新型インフルエンザは季節性インフルエンザと同様になりつつありますが、再流行の可能性は続いています。今後、インフルエンザの流行時期となりまので感染予防に心がけましょう。新型インフルエンザワクチンの接種については希望する全ての方が対象で、町では一部の方に対して助成をしています。(詳しくは保健センターまたは

犬の飼い主さんへ

飼い犬のトラブルが増えています。きちんと決まりを守っていきましょう。

狂犬病予防法

により犬を飼う場合は、登録と年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。室内で飼っているからといって狂犬病予防注射を実施していないのは法律違反です。未登録犬は保健所や市町村ではその犬を把握することが



浜通り秋季さつき盆栽展示会

平成22年11月13日(土) 午前9時～午後4時
平成22年11月14日(日) 午前9時～午後3時
会場：広野町ニツ沼総合公園パークギャラリー

- 主催 広野町文化協会広野さつき会
- 共催 浜通りさつき会
- 後援 広野町 広野町教育委員会 広野町文化協会 柳広野町振興公社 福島民報社 福島民友新聞社

町民保健グループに問い合わせください。

インフルエンザの感染を防ぐために一人ひとりが注意しましょう。

- ◆ こまめな手洗い・うがいを徹底しましょう
 - ◆ 咳エチケットを守りましょう
 - ◆ 突然の高熱や咳、のどの痛みなどの症状がでたら早期に受診しましょう
 - ◆ インフルエンザにかかった場合は外出を自粛しましょう
- ◎ 広野町保健センター
〒27-3040
◎ 町民保健グループ
〒27-2113

広野町教育委員会

広野町成人式

平成23年広野町成人式を左記により開催いたします。

- 日時 平成23年1月4日(火) 午前10時より (受付は午前9時30分から午前9時50分まで)
- 会場 広野町公民館 2階 大会議室
- 該当者 平成22年4月2日～平成23年4月1日までの間に生まれた広野町在住者。

但し、広野中学校卒業生(平成

17年度)であれば、在住しなくても参加できます。

申込み

広野町教育委員会あて平成22年11月18日までに参加申込書を提出してください。

◎ 広野町教育委員会
〒27-4166

農業委員会

農地パトロール月間

農業委員会では、9月から11月までを農地パトロール月間と定め、農地の違反転用や廃棄物の不法投棄および農地の利用状況調査を実施します。

利用状況調査の結果によっては指導・勧告の対象となりますので、農家の皆さんは遊休農地の防止・解消に努め、優良農地の確保にご協力をお願いします。

また、農地法により農地を買いたい場合、買いたい農地を含め50アール(5,000㎡)以上にならないと買うことができません。

さらに、新たに農業を始めたい方(新規就農者)についても買いたい(借りたい)面積が50アール(5,000㎡)以上にならないと農業者にはなれませんので、ご注意ください。

◎ 農業委員会事務局
〒27-4163

相馬税務署

相続または贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約などの基づく年金の税務上の取扱いの変更

平成17年分から平成21年分までの各年代分について所得税を納めすぎとなっている方は、その所得税が還付となります。お手数をおかけしますが、必要な手続き(公正の請求または確定申告など)をしていただきますようお願いいたします。遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこ

双葉環境センター 年末・年始(12月・1月)のし尿収集および浄化槽清掃

し尿収集

● 広野町の申込締切は、12月14日(火)となります。受け付けた分については、12月28日(火)までに収集を行います。

浄化槽清掃

● 広野町の申込締切は、12月7日(火)となります。受け付けた分については、12月28日(火)までに清掃(収集)を行います。

なお、申込締切以降の、し尿収集および浄化槽清掃を受け付けた分については、平成23年1月4日(火)以降の収集・清掃となります。

申し込み先

公場環境事業(有) 榎葉町井出字萩平120-4
☎0240-25-5135
FAX0240-25-1235 収集区域 広野町全域

秋季全国火災予防運動

11月9日(火)～11月15日(月)までの7日間

『消したかな』あなたを守る 合言葉 2010年度 全国統一防火標語



富岡消防署

火災予防運動の目的とは?

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的として実施しています。

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



住宅用火災警報器の設置はお済みですか?

一般住宅の寝室等に住宅用火災警報器を平成23年5月31日までに設置することが定められています。住宅火災により全国で毎年1000人を超す尊い命が失われ、そのうち約6割が逃げ遅れによるものです。重要なことは、火災を早期発見することなので、皆さんの家族を火災から守るためにも設置に努めてください。



平成23年5月31日まで
残り212日
(平成22年11月1日現在)

■お問い合わせ先 富岡消防署 ☎22-2119 榎葉分署 ☎25-2119 川内出張所 ☎38-2119